資料3

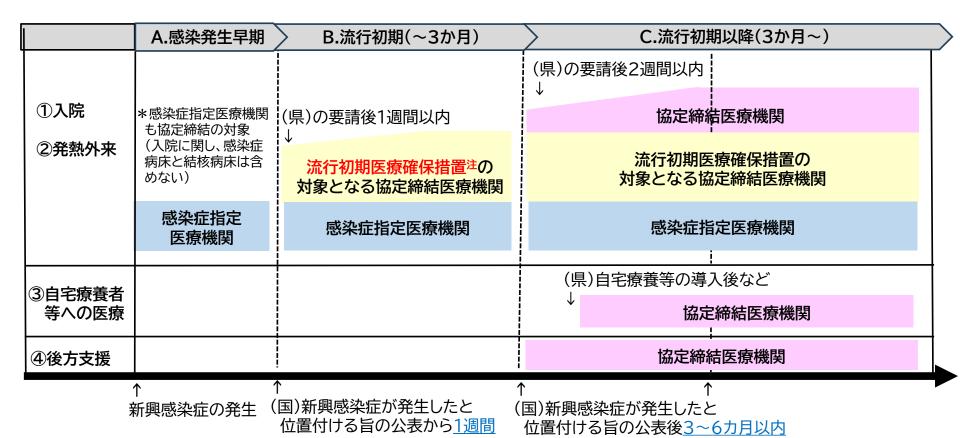
国の方針に基づく感染症予防計画の方向性

新たな感染症危機に対応する協定締結医療機関(フェーズ別)

● 新たな感染症危機として、<u>新型インフルエンザ等感染症、指定感染症^注、新感染症</u>を想定し、 新たな感染症予防計画は、<u>新型コロナ対応を念頭</u>に策定する。

注:当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る

● ①入院や②発熱外来は、A.感染発生早期は、<u>感染症指定医療機関</u>が担い、B.流行初期には、<u>流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関</u>に拡充し、C.流行初期以降、すべての<u>協定締結医療機関</u>にも拡充する。③自宅療養者等への医療は、自宅療養等を導入後などに、協定締結医療機関が担う。



(注)<u>流行初期医療確保措置</u>とは、流行初期に、入院や発熱外来を担った医療機関の減収を補填する制度。<u>国の参酌基準では、</u> ①入院は30床以上、②発熱外来は20人/日以上</u>とされており、本県では、事前調査の結果を踏まえて基準を設定する予定

(1) 医療機関等と協定締結

項目							
	● 医療機関等と協定締結し、速やかに医療提供体制を確保						
			公表後1週間以内	公表後3~6か月以内			
		①入院	コロナ発生の約1年後の患者の 規模に対応できる体制を目指す	コロナ対応で確保した 最大値の体制を目指す (事前調査等を踏まえて設定)			
医療 提供 体制		②発熱外来	(事前調査等を踏まえ設定)				
		③自宅療養者等への医療	_				
		④後方支援を行う医療機関					
		⑤県内外の施設に人材派遣 (医師、看護師等)	コロナ対応で確保した最大値の体制を目指す (事前調査等を踏まえて設定)				
		⑥個人用防護具(PPE)備蓄	8割以上の施設が、使用量の2か月分以上の個人用防護具(PPE)を備蓄				
	● 保健環境センター等は、健康危機対処計画を策定し、速やかにPCR検査体制を確保● 民間検査会社や感染症指定医療機関等と協定締結						
 			公表後1か月以内	公表後3~6か月以内			
検査 		PCR検査能力	協定締結医療機関(発熱外来) における対応可能人数以上の 体制を目指す (事前調査等を踏まえて設定)	協定締結医療機関(発熱外来)の数に コロナ対応ピーク時における1医療機 関の1日当たりの平均検体採取人数 を乗じた人数に対応できる体制を目 指す(事前調査等を踏まえて設定)			
宿泊 療養 施設	● 宿泊施設等と協議し、協定を締結し、速やかに宿泊療養施設を開設						
			公表後1か月以内	公表後3~6か月以内			
		宿泊療養施設	令和2年5月頃の確保居室数 の確保を目指す (事前調査等を踏まえて設定)	コロナ対応で確保した 最大値の体制を目指す (事前調査等を踏まえて設定)			

(2) 金沢市など市町との連携強化

項目	計画のポイント				
	● 移送の実施主体は、保健所(県・金沢市)であるが、 移送の体制を、 消防機関 や 民間事業所 の協力を得て確保				
移送			検討事項		
		市町(消防本部)	・重症患者の転院搬送に関する協定締結等		
		民間運送会社	・回復傾向の患者の転院搬送に関する業務委託の協定等		
	● 外出自粛対象者に対し健康観察や生活支援等を行う体制を、 <mark>医療機関や市町</mark> と連携し確保				
自宅			検討事項		
療養		医療機関等	・自宅療養者に医療を提供する医療機関や民間事業者等に健康観察を委託		
		市町	・自宅療養者の生活支援等を実施(県は、市町に患者情報を提供)		
	●感染者の移送や自宅療養者の生活支援等を行う体制を、金沢市や他の市町の協力を得て確保				
総合調整			検討事項		
		金沢市(保健所設置市)	・金沢市は、県計画と整合性のある、感染症予防計画を策定 有事に、金沢市職員の派遣を得て連携して対処(調整本部、宿泊療養施設等)		
		全市町	・感染者の移送を市町に協力を得て実施 ・自宅療養者の生活支援等を市町に協力を得て実施		

(3)健康福祉部内の連携体制強化

項目	計画のポイント				
	● 平時から、部内の関係課の連携体制を強化し、専門家との協働する仕組みを構築● 有事には、専門家の参画する調整本部等を設置し、情報を一元化し、対策を検討				
調整本部			有事における対応策		
情報収集 調査分析		部内の連携	・関係課の関係職員の参加する調整本部を設置 ・保健所・保健環境センター・医療機関からの情報を一元化		
		専門家との連携	・専門家の参画する調整本部を設置		
	医療機関、保健所等の職員を対象とした各種研修を体系化するとともに、訓練を実施				
			主な研修事業・人材バンク		
人材養成		保健所の職員	・保健所の業務に協力いただける人材の養成・登録 ・疫学調査を担う専門家の養成(国立感染症研究所への職員派遣)		
		医療機関の職員	・院内感染ネットワーク事業 ・災害派遣医療チーム(DMAT)研修		
		高齢者施設等の職員	・感染症対応力向上のための研修		
	● 保健所は、健康危機対処計画を策定し、有事に備え体制を整備				
			保健所における対応策		
保健所		外部人材の活用	・保健師OG・人材派遣会社からの派遣 等		
		外部委託	・相談(コールセンター)・健康観察(医療機関等)		
		平時からの連携強化	·病院、医師会、高齢者施設等、消防·市町等		

感染症予防計画策定スケジュール (案)

月	内 容
令和5年6月	連携協議会委員の選定・委嘱
8月8日	第1回連携協議会 ・新型コロナウイルス感染症対応の検証 ・計画策定指針の提示
8~9月	医療措置協定に係る事前調査の実施 (医療機関、薬局、訪問看護ステーション)
9~11月	作業部会による具体的な検討
12~1月	第2回連携協議会 ・計画案の提示
2~3月	パブリックコメント
3月末	計画公表